通達甲(ら.執.捜2)第1号 昭和 57年2月20日 存 続 期 間

 答
 察
 署
 長

 自
 動
 車
 警
 ら
 隊

警 ら 部 長

地域警察官捜査書類作成訓練実施要綱の全部改正について

このたび、外勤警察官捜査書類作成訓練実施要綱(昭和43年1月31日通達甲(ら.執. 捜2)第2号)の全部を別添のとおり改正し、昭和57年2月20日から実施することとしたか ら、実効の挙がるようにされたい。

おつて、外勤警察官捜査書類作成訓練実施要綱の全部改正について(昭和43年1月31日 通達甲(ら.執.捜2)第2号)は、廃止する。

記

改正の要点

- 1 捜査書類作成訓練を、一般訓練、特別訓練及び幹部訓練の3種類に区分するとともに、外勤警察官の捜査書類作成能力に応じて、これらの訓練を反復実施するように改めた。
- 2 年間の訓練計画は、警ら部(警ら執行課)が策定することとしたほか、警察署が独自 で行う訓練についても計画しやすいよう改めた。
- 3 教養訓練を能率的かつ効果的に推進するため、警察署における外勤幹部の任務を明確 に定めた。
- 4 特別訓練を重点的に推進するため、その対象人員を毎月電話報告するように改めた。

別添

地域警察官捜査書類作成訓練実施要綱

第1 目的

この要綱は、地域警察官に対する捜査書類作成訓練を実態に即して反復実施することによつて、全般的な作成能力の向上を図り、もつて捜査実務に対する自信のかん養と迅速適正な事件処理の推進に資することを目的とする。

第2 訓練の推進

1 地域部

地域指導課長は、関係所属と緊密な連絡の下に、訓練の効果的推進に当たるものとする。

2 警察署

- (1) 警察署長は、地域課長(地区交番所長を含む。以下同じ。)を訓練の実施責任者として指定するとともに、訓練の全般的指揮に当たるものとする。
- (2) 地域課長は、訓練の実施責任者として、関係課(係)の協力を得るとともに、地域警察幹部を指揮して、その効果的推進を図るものとする。

第3 訓練の区分及び対象

- 1 捜査書類作成訓練は、一般訓練、特別訓練及び幹部訓練とする。
- 2 一般訓練は、巡査(巡査長を含む。以下同じ。)を対象として行うものとする。
- 3 特別訓練は、警察学校初任科卒業後1年未満の巡査及び実務上作成した捜査書類の内容から総合的に判断して特に訓練の必要が認められる巡査(以下「特別訓練員」という。)を対象として行うものとする。
- 4 幹部訓練は、警部補及び巡査部長を対象として行うものとする。

第4 訓練の計画

1 地域部

地域指導課長は、毎年12月末日までに、翌年の訓練計画を定めるものとする。

2 警察署

地域課長は、地域指導課長が定めた訓練計画を基に、署独自の訓練計画予定表を作成し、適切な訓練の実施に努めるものとする。

第5 訓練の方法等

1 地域部

(1) 想定問題の送付

地域指導課長は、年間の訓練計画に基づき、送致書、逮捕手続書、被害届、実況 見分調書等地域警察官が平素作成することの多い捜査書類の想定問題を作成し、答 案の回答期日を指定して、警察署長に送付するものとする。

(2) 添削及び評定

地域指導課長は、前(1)により回答された答案について、添削及び評定を行った後、 警察署長に返送するものとする。

なお、評定の基準は、次表のとおりとする。

区分	評定の内容
Α	補正することなくそのまま送致できるもの
В	若干補正すれば送致できるもの
С	書き直し又は相当の補正をしなければ送致できないもの

(3) 事後指導

地域指導課長は、訓練の添削結果及び評定結果を総合的に検討した上で、警察署 長に指導事項を通知するほか、継続して指導を要すると認められる者に対しては、 再訓練等により、個別に具体的な指導教養を行うものとする。

2 警察署

(1) 地域警察幹部の任務

訓練を実施するに当たっての地域警察幹部の担当区分及び任務は、次表のとおりとする。

職名	担当区分	任務
課長	実施責任者	ア 訓練の計画、実施及び答案の添削結果の確認を行う。
III K		イ 特別訓練員の指定及び解除を行う。
	指導担当者	ア 訓練全般にわたって実施責任者を補佐する。
課長代理		イ 担当部下の答案の添削、評定及び指導教養に当
		たる。
係長	指導補助者	指導担当者の補佐及び担当部下の個別的、具体的
冰区		指導に当たる。

(2) 想定問題の作成

実施責任者は、署独自の訓練を実施する場合は、前1の(3)により地域指導課長から示された指導事項に基づく想定問題を作成し、署情に応じた訓練に務めるものとする。

(3) 想定問題の示達及び事前教養

実施責任者は、原則として、訓練対象者に対し、想定問題を事前に示達して内容を十分理解させるとともに、作成上の要点及び留意事項について事前教養を行つた上、訓練を行うものとする。

(4) 添削、評定及び事後指導

指導担当者は、自ら又は指導補助者を指揮して答案の添削及び前1の(2)に定める 評定の基準により評定を行い、作成者に返却するものとする。この場合において、 継続して指導を要すると認められる者に対しては、再訓練等により個別に具体的な 指導教養を行うこと。

第6 報告

1 実施結果の報告

警察署長は、署独自の訓練を実施した場合は、その結果を地域部長(警視庁職務質問指導室書類作成指導班経由。以下同じ。)に報告するものとする。

2 特別訓練員の指定(解除)報告

警察署長は、特別訓練員を指定又は解除した場合は、その月の人員を翌月5日までに、地域部長に電話報告するものとする。

第7 その他

- 1 自動車警ら隊及び鉄道警察隊については、警察署の場合に準じて実施するものとする。
- 2 訓練に用いる答案用紙等については、各所属で準備するものとする。